0

 \bigcirc

日 次 (※中は、東京) では、	のように変更し、同項の規定に基づき告示する。
日	│ 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき道路の区域を次│
日 次 (⑥印は、県法規集掲載事項)ページ 示 一 一	香川県告示第三百十九号
日 次 (⑥ 印は、 県法規集掲載事項) ページ 示	
日 次 (●印は、県法規集掲載事項)ページ 京加入区の設定)の一部改正 (●印は、県法規集掲載事項)ページ 京加入区の設定)の一部改正 (東法規集掲載事項)ページ 京加入区の設定)の一部改正 (東法規集掲載事項)ページ 京加入区の設定)の一部改正 (東民参画課) 一 道路の区域変更及び供用開始 (
日	ふぐ第九五二加入区
日 次 (⑥印は、県法規集掲載事項)ページ 示 一 次 (⑥印は、県法規集掲載事項)ページ 示 元 17 日 17 日 18 日 18 日 17 日 18 日 18 日 18 日 17 日 18 日	
特定非営利活動法人の設立の認証の届出 (県民参画課) キョン (・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	
下	
日 次 (⑥ 印は、県法規集掲載事項) ページ 7 7 7 7 7 7 7 7 7	
日 次	
1	第 2 5 5 5 7 5 1
道路の区域変更及び供用開始 国際の区域変更及び供用開始 国際の区域変更を対象を関係を関係を関係を関係を関係を関係を関係を関係を関係を関係を関係を関係を関係を	ふぐ第九五一川入区
道路の区域変更(二件) (⑥印は、県法規集掲載事項)ページ 平成十七年香川県告示第二百五十八号(漁業災害補償法の規定による漁業共 ア成十六年香川県告示第二百九十八号(漁業災害補償法の規定による漁業共 第 成 17 年 曜日 10 次 (⑥印は、県法規集掲載事項)ページ 第 成 17 年 曜日 11 次 (⑥印は、県法規集掲載事項)ページ 第 成 17 年 曜日 12 次 (適路保全課) 一 13 8 号 年 曜日	 小割り式ふぐ養殖業の表ふぐ第九五〇加入区の項の次に次のように加える。
済加入区の設定)の一部改正 (水 産 課) 第 38 号 年 曜日 (水 産 課) 第 38 号 年	
平成十六年香川県告示第二百九十八号 (漁業災害補償法の規定による漁業共平成十六年香川県告示第二百五十八号 (漁業災害補償法の規定を特別措置法の規定による漁業共の規定による漁業共産の規定を持別措置法の規定を持別措置法の規定を持別措置法の規定を対している。 第 成 17 年曜日 1 2 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	平成十七年五月十七日
□ 「	設定)の一部を次のように
平成十七年香川県告示第二百五十八号 (瀬戸内海環境保全特別措置法の規定 第 38 号 平成 17 年 5 月17日 (火曜日) 施	平成十六年香川県告示第
示 目 次 (⑥印は、県法規集掲載事項)ページ 施 (⑥ 印は、県	香川県告示第三百十八号
次 (⑥印は、県法規集掲載事項) ページ 第 38 号 平成 17 年 5 月17日(火曜日)	「 坂出市常磐町一丁目7至
第 38 号 平成 17 年 5 月17日(火曜日)	
平成17年 5月17日(火曜日) 施	平成十七年五月十七日
平成 17年月17日(火曜日)	施設の設置の許可申請)の
成 17 年7日(火曜日)	平成十七年香川県告示第
7年 火曜日)	香川県告示第三百十七号
	告

香

Ш

県

報

平成十七年五月十七日

地方自治法の規定による包括外部監査の事務の補助者

その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十七年五月十七日から同年六

(第九二三五号)

平成十七年五月十七日

道路の種類 県道 (主要地方道)

香川県知事

真

鍋

武

紀

二路線 名高松善通寺線 (三十三号)

二 道路の区域

先まで後の公司・五人一番一地の二・五人一番一地の二・五人一番一地の二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十	地先から 三一・〇 前 〜 一六・三	区 間 前後別 (メートル) (メートル) (メートル)
二四八	二四八	(メートル)
	道 い 事に伴う現 現	備考

香川県告示第三百二十号

のように変更し、同項の規定に基づき告示する。 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき道路の区域を次

月七日まで一般の縦覧に供する。 その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十七年五月十七日から同年六

平成十七年五月十七日

月 十 日

香川県知事

真

武

紀

道路の種類 県道 (一般)

一路線,名多度津丸亀線(二百五号)

三 道路の区域

三番一地先から仲多度郡多度津町大字道福寺	区
福寺二六	司
前	前 <i>变</i> 後 別更
三 , 一	(メートル)敷地の幅員
七八	(メートル) 延 長
に伴う現 野急地方道 緊急地方道	備考

九番一地先まで仲多度郡多度津町大字道福寺二二
後
五日・日
·
拡幅

香川県告示第三百二十一号

のように変更し、併せて同条第二項の規定に基づき新たに道路の区域となった道路の部分道路法 (昭和二十七年法律第百八十号) 第十八条第一項の規定に基づき道路の区域を次

その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十七年五月十七日から同年六の供用を開始するので、同条第一項及び第二項の規定に基づき告示する。

月七日まで一般の縦覧に供する。

平成十七年五月十七日

香川県知事 真鍋 武紀

道路の種類 県道 (一般)

路線名 西白方善通寺線 (二百十七号)

三 道路の区域

七番一地先まで仲多度郡多度津町	九番一地先から仲多度郡多度津町	区
町大字山階一五九	.町大字山階一五六	間
後	前	前変 後 別更
三、七、九	二、七、五	(メートル)敷地の幅員
±	t-	(メートル) 長
ー しま 部 区 図 図 図	五号 第二号 第二号 第二号 第二号 第二号 第二号 第二号 第二号 第二号 第二	備考

四 供用開始の期日 平成十七年五月十七日

香川県告示第三百二十二号

の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき次のように道路

月七日まで一般の縦覧に供する。 その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十七年五月十七日から同年六

_

Ξ 四 Ξ 人について次のとおり変更した。 香川県証紙条例 (昭和三十九年香川県条例第十一号) 第五条の香川県証紙の売りさばき 香川県告示第三百二十三号 氏名 住所 供用開始の期日 平成十七年五月十七日 仁尾町 変更後 変更前 平成十七年五月十七日 丸亀市中府町二丁目一一三番四地先まで 道路の種類 売りさばき場所 丸亀市津森町三三八番地先から 道路の区域 平成十七年五月十七日 変更前 三豊郡仁尾町大字仁尾丁二九六番地 線 三豊郡仁尾町大字仁尾辛三四番地二 名 三豊郡仁尾町大字仁尾辛三四番地二 三豊郡仁尾町大字仁尾丁二九六番地 X 多度津丸亀線 (二百五号) 県道(一般) 公 間 告 香川県知事 香川県知事 (メートル) 敷地の幅員 八二 -六 -(メートル) 長 真 鍋 号で変更し第九百十九 香川県告示平成十一年 武 武 た区域の 備 紀 考 紀 四 縦覧に供する。 活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。 八担当課。郵便番号(七六〇)八五七〇)高松市番町四丁目一番一〇号 七 随意契約の理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令 五 **五号) 第十七条の規定により、次のとおり落札者等を公示する。** (平成七年条約第二十三号)の適用を受けるものである。 なお、関係書類は、香川県政策部県民参画課に備え置き、平成十七年六月二十七日まで 特定非営利活動促進法 (平成十年法律第七号) 第十条第一項の規定により、特定非営利 香川県公告第三百二号 広聴広報課 広報グループ 電話番号 O八七 八三二 三〇一九 方消費税を加えた額 たり一二・七円をもって配布単価とし、配布単価に配布世帯を乗じた額に消費税及び地 **なお、本公告における調達は、WTO (世界貿易機関)に基づく政府調達に関する協定** 特定調達契約に関する香川県会計規則の特例に関する規則(平成七年香川県規則第八十 香川県公告第三百一号 (平成七年政令第三百七十二号) 第十条第一項第一号に該当 平成十七年五月十七日 平成十七年四月二十七日 申請のあった年月日 契約価格 香川県広報誌等二十四ページ一部あたり一二・五円、三十二ページ一部あ 契約者の氏名及び住所 四国新聞販売株式会社 高松市紫雲町八番二〇号 契約日 平成十七年四月一日 契約方式 随意契約 調達方法 調達件名及び数量 平成十七年五月十七日 購入等 香川県広報誌等の配布業務 香川県知事 香川県知事 一式 香川県政策部 武 武 紀 紀

香

Ш

県

報

平成十七年五月十七日

(第九二三五号)

Ξ

香

Ш

申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地 特定非営利活動法人たんぽぽの家

大浜 富夫

高松市田村町字大竹一〇二九番地八

Ξ 定款に記載された目的

んじ、必要な事業を行ない、障害を持つ人たちの福祉の向上に寄与することを目的とす この法人は、障害を持つ人たちが共に暮らしやすい地域づくりと、本人の主体性を重

香川県公告第三百三号

項の規定による変更の届出があったので、法第六条第三項において準用する法第五条第 大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号。以下「法」という。) 附則第五条第

三項の規定により、次のとおり公告する。

平成十七年五月十七日

香川県知事 武 紀

届出の概要

届出者の氏名又は名称及び住所

生活協同組合コープかがわ 高松市新北町一四番二七号

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

コー プ志度 さぬき市志度||||〇九番地ほか

変更しようとする事項

3

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

変更前 開店時刻 午前十時

閉店時刻 午後九時

変更後 開店時刻 午前八時

閉店時刻 午後九時四十五分

来客が駐車場を利用することができる時間帯

 (\Box)

変更前(午前九時四十五分から午後九時十五分まで

午前七時四十五分から午後十時まで

4 変更年月日

平成十七年六月二日

届出年月日

平成十七年四月二十八日

届出書及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間

縦覧場所 香川県商工労働部経営支援課及びさぬき市産業経済部商工観光課

2 縦覧期間

平成十七年五月十七日 (火曜日) から同年九月二十日 (火曜日) まで

四 意見書の提出

辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次の項目 **法第八条第二項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周**

を記載した書面を本日から四月以内(平成十七年九月二十日(火曜日)まで)に次の提

出先に提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を公告するとともに、香川県商工労働部経営支

援課及びさぬき市産業経済部商工観光課において当該公告の日から一月間縦覧に供する。

記載すべき項目

氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

事業者にあっては、その事業の種類及び沿革

意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地

意見の内容

提出先

郵便番号七六〇 八五七〇 高松市番町四丁目一番一〇号

香川県商工労働部経営支援課商業・金融グループ

香川県公告第三百四号

大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号。以下「法」という。) 第八条第一項

の規定により聴取した意見及び同条第二項の規定により述べられた意見の概要を同条第三

項の規定により、次のとおり公告する。

Ξ 四 Ξ 項の規定により、次のとおり公告する。 五 の規定により聴取した意見及び同条第二項の規定により述べられた意見の概要を同条第三 の住民等に迷惑がかからないよう管理・防犯面での対策をお願いしたい。 香川県公告第三百五号 大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号。以下「法」という。) 第八条第一項 意見なし 法第八条第一項の規定によりさぬき市から聴取した意見の概要 意見の対象となった届出に係る大規模小売店舗の名称及び所在地 意見の対象となった届出に係る公告 平成十七年五月十七日 法第八条第一項の規定により高松市から聴取した意見の概要 意見の対象となった届出に係る大規模小売店舗の名称及び所在地 意見の対象となった届出に係る公告 株式会社マルナカ長尾店 平成十六年香川県公告第六百三十二号 意見書の縦覧場所及び縦覧期間 該当なし 法第八条第二項の規定により意見書を提出した者及び当該意見の概要 平成十六年香川県公告第六百三十一号 平成十七年五月十七日 マルナカ空港口店 夜間営業時間を延長することにより、若者の溜まり場等になる恐れがあるので、 縦覧期間 平成十七年五月十七日 (火曜日) から同年六月十七日 (金曜日) まで 縦覧場所 香川県商工労働部経営支援課及び高松市産業部商工労政課 高松市木太町二区一六八二番地一ほか さぬき市長尾西八三三番一ほか 香川県知事 真 鍋 武 武 紀 紀 周辺 種 役 員 類 の 安田三五郎池土地改良区から役員の退任及び就任について次のとおり届出があった。 井土地改良区の定款の変更を平成十七年四月十八日認可した。 五 理 庄町土地改良区の定款の変更を平成十七年四月二十一日認可した。 2 1 土地改良法 (昭和二十四年法律第百九十五号) 第十八条第十六項の規定により、内海町 香川県公告第三百八号 土地改良法 (昭和二十四年法律第百九十五号) 第三十条第二項の規定により、 香川県公告第三百七号 土地改良法 (昭和二十四年法律第百九十五号) 第三十条第二項の規定により、小豆郡土 香川県公告第三百六号 退任した役員 平成十七年五月十七日 平成十七年五月十七日 平成十七年五月十七日 法第八条第二項の規定により意見書を提出した者及び当該意見の概要 意見書の縦覧場所及び縦覧期間 該当なし 縦覧期間 平成十七年五月十七日 (火曜日) から同年六月十七日 (金曜日) まで 縦覧場所 香川県商工労働部経営支援課及びさぬき市産業経済部商工観光課 氏 山本 名 小豆郡内海町安田甲一六一二番地 住 甲一六六〇番地 甲五二二番地 香川県知事 香川県知事 香川県知事 所 真 真 平成一七、 三、 三 | 鍋 退 任年月 武 武 武 飯山町寺 紀 紀 紀 日

香

Ш

報

平成十七年五月十七日

(第九二三五号)

五

土地改良区から役員の退場・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・			空 高 林 橋 本		_		" 髙橋	" 山本 和	"竹本 **	" 竹本 ?	" 山本	" 山本 -	"竹本一	"	理事山本上	種 役員の氏	二就任した役員	" 语 橋		事	-				" 竹本 ?	" 山本	" 山本 -	香川県	
役員の退		昭和二十	三百九号	志郎 "	玄 ″	金 — "	武司 "	和志 "	表 隆	和元 "	健司 "	正輝 "	三 郎 "	惠	貞二小	名	貝	玄	画		- "	s i	和 志 "	表 隆	和元 "	健司 "	正輝 "	報	
	任及び就	四年法律		"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	豆郡内海	住		"	II.	· 11	, ,	,	"	"	"	"	"	亚	
	土地改良区から役員の退任及び就任について次のとおり届出があった。	土地改良法 (昭和二十四年法律第百九十五号) 第十八条第十六項の規定により、琴南町		"甲一六四九番地一	"甲四二五番地	" 甲一一三番地一	安田甲一八七一番地二	本庄甲二五九番地	"甲一八六三番地	"甲八八番地二	"甲一六〇七番地	"甲一六七四番地	"甲五二二番地	"甲一六六〇番地	小豆郡内海町安田甲一六一二番地	所		" 甲四二五番地	" 甲一ハ七一番地二	· 耳	自 日 		本庄甲二五九番地	"甲一八六三番地	"甲八八番地二	"甲一六〇七番地	"甲一六七四番地	平成十七年五月十七日	
	あった。	六項の規定により、琴南町		"	"	"	"	"	11	"	"	"	"	"	平成一七、四、一	就任年月日		"	,,,	. 11	, ,	,	II	"	"	"	II		
"	"	"	"	"	理事	種質類	日見の記		, ,,	島	i "	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	理事	種類	役員の	一退			
柴田	柴 田	大 塚	西岡	西山	湊	氏	京任した役員	t ノ 같 たり	雪 土 川 井	<u>-</u> 夕 勇	女田	自由	眞鍋	尾崎	川﨑	石川	片	柴 田	峯 俊	中山	佐野	西山	湊	E	£	退任した役員			
只義	和 男	正和	守	秀範	髙 春	名	į	利	旧は	E 宣	三	靖	忠彦	康博	淺勝	恵三	Œ	和 男	忠孝	康三	忍	秀範	髙 春	f	<u></u>	員			
"	"	"	"	"	仲多度	住		,	, ,,	. 11	' "	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	仲多度	ſ	ŧ			 第 九	
"	"	"	"	"	郡琴南			,	, ,,	, N	' "	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	郡琴南					(第九二三五号)	
"七三〇番地	"六〇〇番地	造田五三八番地	"七八八番地一	" 一八七番地一	仲多度郡琴南町川東六五六番地	所		・二十二十番が	" 二二二二香也	川東バセナ番地	一更してしませる 一見している	- <u>-</u>	"二〇六七番地二	"三〇八三番地	" 一五六一番地二	" 一七七五番地	" 一五五一番地第五	"六〇〇番地	"三九五番地	造田二五〇番地	" 七〇九番地第一	″ 一八七番地一	仲多度郡琴南町川東六五六番地	F	听		香川県知事	号)	
																	五										真		
					平成一七、			,	, ,,	, ,,	, ,,	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	平成一七、三、三二	i f	艮		鍋	六	

監	"	"	"	"	"	"	"	理	種役員の	_			郡	+	盉	"	"	監	<i>"</i>	"	,	<i>'</i>	"	"	"	"	"
事								事		退任		平 成	町大	拖改	川県			事	•								
本田	齊藤	井 澤	髙 木	砂古	草 薙	岡原	行成	湯浅	氏	退任した役員		十七年	池宮池	良法 (公告筆	香川	岡崎	矢敷	佐野	田田			眞	尾崎	川 﨑	石川	쥐
治 秀	敬	厚 子	豊	英 雄	政輝	又 平	介志	博	名	員		平成十七年五月十七日	土地	昭和	香川県公告第三百十号	和 久	康 廣	宜 廣	利昭	見	対しま	青月	忠彦	康博	淺勝	亟	恵三
"	"	"	"	"	"	"	"	丸亀	住			七日	良区	一十四	号	"	"	"	"	"	,	"	"	"	"	"	"
"	"	"	"	"	"	"	"	丸亀市郡家町二三三〇番地					郡家町大池宮池土地改良区から役員の退任及び就任について次のとおり届出があった。	土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十六項の規定により、		"	"	"	"	"	. ,	'	"	"	"	"	"
=	Ξ	<u>-</u>	二六	二 六	_	Ξ	ੂ	町					員の退	第百九		"	浩	"	Ш	"	. ,	,	,,	"	"	"	,,
三九七番地	三〇七〇番地	一九九七番地	一六四七番地	一六五七番地	五九〇番地	三〇九七番地	三八六番地	Ē					在及7	千吾			造田二〇四番地	삿	川東一四八一番地	· 	- - -	_ :	=	Ξ	<u>_</u>	_	_
地	地	地	地	地一	地	地一	地一	地			香川		が就任	三第		二七二九番地	四番	八七九番地	八二	七七五番地	ころは香料		一〇六七番地	三〇八三番地	五六一番地	八六一番地	七七五番地
									所		香川県知事		につい	十八条		番地	地	地	番地	番地		也:	番地	番地	番地二	番地	番地
											真		て次の	第十六							_						
_		_	_		_		_						のとおい	ハ項の													
"	"	"	"	"	"	"	"	平成一七、三、三	退红		鍋		リ届出	規定に		"	"	"	"	"	,	"	"	"	"	"	"
								 も	任 年 月		武		があっ														
								Ξ	日日		紀		た	丸亀市													
														ı Jə													
理	看 4			=	—— ⊭		理	種	: 役		=			"	歐	"	,,	"	,,	,,	"		理		1 役	_	,,
理事	種質類	— 役員 の	3	—— 月 日 平 均	——	香	理事	種類類	刊 員 [の	मृ	三郎池	土地	香川	"	監事	"	"	"	"	"	"	"	理事	1 種	員	二就	"
事多	種類の氏		5 F	平成十七		香川県公告	理事三谷		役員の氏	平成十七	三郎池土地改	土地改良法	香川県公告	" 草薙	事本	// 河西		" 髙木	// 砂古	# 草薙	富	行	事湯	類	役員の氏	二就任した	岩
事多田	氏	;	5 F. 	平成十七丰五里		香川県公告第三百	理事三谷(Ħ.	平成十七年五月	三郎池土地改良区か	土地改良法(昭和	香川県公告第三古	薙	事本田	西	薙	木	古	薙	富	行成	事湯浅	類	氏	二就任した役員	岩倉
事多田質	氏名		5 5 - - - - - - - - - - - - - - - - - -	アルドル・アル・アル・アル・アル・アル・アル・アル・アル・アル・アル・アル・アル・アル			事三谷保	: !	氏 名	平成十七年五月十七日	三郎池土地改良区から役員	土地改良法(昭和二十四	香川県公告第三百十一日	"草薙" 正美 "	事本	"河西健治"		" 髙木 修 "	"砂古英雄"		"富士川俊夫"	行	事湯浅博	類	氏名	二就任した役員	岩
事多田質	氏		5 F 	ア成十七年五月十七日 岸土地改良区道名から役員の近	一岸上地女良区連合から殳員の見る一土地改良法(昭和二十四年法)		事三谷保	: !	Ħ.	平成十七年五月十七日	三郎池土地改良区から役員の就	土地改良法(昭和二十四年法)	香川県公告第三百十一号	薙	事本田	西	薙	木	古	薙	富	行成	事湯浅博	類	氏	二就任した役員	岩倉 闊正
事多田質	氏名		3 F. 	「		「別では、別で、日間では、「別では、日間では、日間では、日間では、日間では、日間では、日間では、日間では、日間	事三谷保	: !	氏 名	平成十七年五月十七日	三郎池土地改良区から役員の就任につ	土地改良法(昭和二十四年法律第百	香川県公告第三百十一号	薙 正美 ""	事本田治秀 " "	西健治 " " 一	·薙 靖 " "	木 修 " " 一	古 英雄 " " 一	薙 曻 " " -	富士川俊夫 ""	行成 介志 ""	事。湯浅、一博、丸亀市郡家町	類	氏名	二 就任した役員	岩倉、関正 ""
事多田質	氏名		3 	ア城十七年五月十七日 平城十七年五月十七日		一部では、1977-1988 1987-1988 1988-1988	事三谷保	: !	氏 名	平成十七年五月十七日	三郎池土地改良区から役員の就任について次	土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五	香川県公告第三百十一号	薙 正美 ""	事本田治秀 " "	西健治 " " 一	·薙 靖 " "	木 修 " " 一	古 英雄 " " 一	薙 曻 " " -	富士川俊夫 ""	行成 介志 ""	事。湯浅、一博、丸亀市郡家町	類	氏名	二 就任した役員	岩倉、関正 ""
事多田質	氏名			アガナヒ手丘目十七日 アガナヒ手丘目十七日		・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	理事》 三谷 保高松市三谷町二二〇一番地	: !	氏 名 注	七年五月十七日	三郎池土地改良区から役員の就任について次のと	土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)	香川県公告第三百十一号	薙 正美 "	事本田治秀。	西健治 "	薙	木	古	薙 曻 " " -	富士川俊夫 ""	行成 介志 ""	事。湯浅、一博、丸亀市郡家町	類	氏名	二 就任した役員	岩倉、関正 ""
事多田質	氏名			ア成十七年五月十七日 ア成十七年五月十七日		「おんをは、引き、「見」にはいることによりました。	事三谷保	1	氏 名 注	七年五月十七日	三郎池土地改良区から役員の就任について次のとおり届	土地改良法 (昭和二十四年法律第百九十五号) 第十八	香川県公告第三百十一号	薙 正美 ""	事本田治秀 " "	西健治 " " 一	·薙 靖 " "	木 修 " " 一	古 英雄 " " 一	薙 曻 "	富士川俊夫 "	行成	事。湯浅、一博、丸亀市郡家町	類	氏名	二 就任した役員	岩倉間配工
事多田	氏名住		香川県知事 「「一一・「・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	ア成十七年左月十七日 ア成十七年左月十七日	岸上也女良区重合がら及員の良王このいこ次のこうび届出がま土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十	「おくだは、引引・一門ではないにしてはずっただけであれば、「おり」とは、「おり・」 香川県公告第三百十二号	事三谷保	1	氏名 住	七年五月十七日		土地改良法 (昭和二十四年法律第百九十五号) 第十八条第十	香川県公告第三百十一号	薙 正美 ""	事本田治秀 " "	西健治 " " 一	·薙 靖 " "	木 修 " " 一	古 英雄 " " 一	薙 曻 " " -	富士川俊夫 ""	行成 介志 ""	事。湯浅、一博、丸亀市郡家町	類	氏名住	二二就任した役員	岩倉、関正 ""
事多田質	氏名住			ア成十七年五月十七日 戸13月1日日	デーロ女見で重合から及員の見壬こつして欠りこうり届出があった。 土地改良法(昭和二十四年法律第百十十五号)第十八条第十六項。	「おなどは、別り、「別にはまり」してはずっては、「別では、別り、「別では、別り、「別では、別ののでは、別ののでは、別ののでは、別ののでは、別ののでは、別のでは、別	事三谷保	1	氏 名 注	1年五月十七日 第一里口事	三郎池土地改良区から役員の就任について次のとおり届出があった。	土地改良法 (昭和二十四年法律第百九十五号) 第十八条第十六項(香川県公告第三百十一号	薙 正美 ""	事本田治秀 " "	西健治 " " 一	·薙 靖 " "	木 修 " " 一	古 英雄 " " 一	薙 曻 " " -	富士川俊夫 ""	行成 介志 ""	事。湯浅、一博、丸亀市郡家町	類	氏名住	二、就任した役員	岩倉、関正 ""
事多田 實 木田郡三木町大字平木五八八番地	氏 名 住 所		香川県知事	ア成十七年五月十七日 ア成十七年五月十七日	宇上地女良女 東京から及員の良田について次のとうり届出があった。 土地改良法 (昭和二十四年法律第百九十五号) 第十八条第十六項の規定	- 「おくらな、アコ・コニュをようしてはも、まってきずって娘の話です。 香川県公告第三百十二号	事二分 保高松市三谷町二二〇一番地		氏名:	七年五月十七日		土地改良法 (昭和二十四年法律第百九十五号) 第十八条第十六項の規定	香川県公告第三百十一号	薙 正美 ""	事本田治秀 " "	西健治 " " 一	·薙 靖 " "	木 修 " " 一	古 英雄 " " 一	薙 曻 " " -	富士川俊夫 ""	行成 介志 ""	事。湯浅一、博力量。市郡家町二三三〇番地	類 :	氏名住所	二二就任した役員	岩倉、関正 ""
事多田 實 木田郡三木町大字平木五八八番地	氏名 住 所 退		香川県知事	ア成十七年左月十七日 ア成十七年左月十七日	岸上地女良玄重合がら及員の恩王この1こ次のこう)届出があった。 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十六項の規定により	「おくとは、引引・一見には動きしてはず、まています。 にほうほうごこう 香川県公告第三百十二号	事二分 保高松市三谷町二二〇一番地		氏名:			土地改良法 (昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十六項の規定によい	香川県公告第三百十一号	薙正美人 "二九九五番地	事本田治秀 " "	西健治 " " 一	·薙 靖 " "	木 修 " " 一	古 英雄 " " 一	薙 曻 " "二五八六番地一	富士川俊夫 "二二二二番地三	行成介志 "二三八六番地一	事。湯浅一、博力量。市郡家町二三三〇番地	類 :	氏名住所	二、就任した役員	岩倉門関正 〃 二七九〇番地一
事多田質	氏 名 住 所		香川県知事・真・鍋	ア成十七年五月十七日 ア成十七年五月十七日			事三谷保		氏名注 新河大河 计分类 计多数	七年五月十七日 第一里口耳 正 引 代		土地改良法 (昭和二十四年法律第百九十五号) 第十八条第十六項の規定により、香川県	香川県公告第三百十一号	薙正美人 "二九九五番地	事本田治秀 " "	西健治 " " 一	·薙 靖 " "	木 修 " " 一	古 英雄 " " 一	薙 曻 " "二五八六番地一	富士川俊夫 "二二二二番地三	行成介志 "二三八六番地一	事。湯浅、一博、丸亀市郡家町	類 :	氏名住	二、就任した役員	岩倉門関正 〃 二七九〇番地一

香

Ш

県

報

平成十七年五月十七日

(第九二三五号)

七

香

Ш

号

香川県公告第三百十三号

特定調達契約に関する香川県会計規則の特例に関する規則(平成七年香川県規則第八十

五号) 第十七条の規定により、 なお、 本公告における調達は、 次のとおり落札者等を公示する WTO(世界貿易機関)に基づく政府調達に関する協定

(平成七年条約第二十三号) の適用を受けるものである。

平成十七年五月十七日

香川県知事 武 紀

調達件名及び数量 香川県財務会計オンラインシステム保守管理業務一式

調達方法 購入等

Ξ 契約方式 随意

四 契約日 平成十七年四月一日

六 五 契約者の氏名及び住所 日本電気株式会社四国支社 香川県高松市中野町二九番二号

契約金額 五一、九二〇、〇〇〇円

七 随意契約の理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令

〔平成七年政令第三百七十二号〕第十条第一項第二号に該当

八 納局会計課 財務システムグループ 電話番号 〇八七 八三二 三六三五 担当課 郵便番号七六〇 八五七〇 香川県高松市番町四丁目一番十〇号 香川県出

香川県公告第三百十四号

特定調達契約に関する香川県会計規則の特例に関する規則(平成七年香川県規則第八十

五号) 第十七条の規定により、次のとおり落札者等を公示する

なお、本公告における調達は、WTO (世界貿易機関)に基づく政府調達に関する協定

平成十七年五月十七日

(平成七年条約第二十三号)の適用を受けるものである

香川県知事 真 鍋 武 紀

調達件名及び数量 香川県財務会計オンラインシステム運用管理業務一式

調達方法 購入等

契約方式 随意

Ξ

四 契約日 平成十七年四月一日

平成十七年五月十七日印刷発行

印刷発行所

香

Ш

県

庁

契約者の氏名及び住所 日本電気株式会社四国支社 香川県高松市中野町二九番

契約金額 三三、二〇一、〇〇〇円

六

五

(平成七年政令第三百七十二号) 第十条第一項第二号に該当 随意契約の理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令

納局会計課財務システムグループ(電話番号) 担当課 郵便番号七六〇 八五七〇 香川県高松市番町四丁目一 の八七 스 三六三五 番一〇号 香川県出

監査委員告示

香川県監査委員告示第1号

252条の32第1項の規定により次の者に補助させることについて、 包括外部監査人大西俊哉が実施する監査の事務を地方自治法(昭和22年法律第67号) 監査委員と包括外部監

平成17年5月17日

査人大西俊哉との間で協議が調ったので、同条第2項の規定により、

告示する

 t、香	 =	る期間	않	補助:		所	Ħ÷	の氏名
川県	믜	悫	Ħ	墈	▣			
 !ホ-	沁	藍	≡	山	<u></u>			

(購読料月極二千五百円)

1270 古紙配合率70% 白色度70%再生紙を使用しています 口

香川県監査委員 回

田